

常陸宮賜杯中部日本スキー大会 新型コロナウイルス感染症ガイドライン

本ガイドラインは（公財）日本スポーツ協会スポーツイベント開催ガイドライン、スポーツ庁社会体育施設ガイドライン、全日本スキー連盟競技会感染対策ガイドライン及び開催地における感染対策情報を参照し、作成したものである。今後の状況に応じて随時見直しを行うものとする。

1. 大会の開催基準について

①大会開催要件

中部日本スキー大会は、昭和26年から、中部7県（静岡、愛知、三重、岐阜、福井、石川、富山）の強い連帯と友愛の絆により、中部日本最大のスポーツの祭典として開催してきている大会であることから、感染症予防対策により、いずれか1県でも参加が不可となった場合には開催を中止する。

②判断基準

国及び県、全日本スキー連盟が発表する新型コロナウイルス感染症に関する感染対策レベル指標・ガイドラインに基づき開催の判断を行う。

なお、中部7県のいずれかの県において次の事項に該当する場合は、開催を中止とする。

- (1) 国または各県において緊急事態宣言が発令された場合。
- (2) 国または各県においてイベント開催の自粛の要請があった場合
- (3) 国または各県において県外への移動制限がある場合
- (4) 国または各県において医療非常事態宣言が発出された場合

③開催判断基準日

開催の判断は11月末とし、委員会にて決定する。

なお、11月末に開催を決定した場合であっても、その後、判断基準に該当した場合は、その時点で中止とする。

2. 大会開催における感染症対策

①基本事項

- ・ 3密にならない工夫をすること。
 - 密閉空間（換気の悪い密閉空間）
 - 密集空間（多くの人が密集している）
 - 密接場面（近い距離での会話や発声）
- ・ マスク着用の徹底。（ただし運動時を含まない）
- ・ 手洗い、うがい、手指消毒の徹底。
- ・ 施設の入口、受付などには手指消毒液を設置する事。
- ・ 選手、監督、コーチ、競技役員等、すべての大会関係者について体調チェックシートを7日前から記入し主催者指定の場所に提出すること。
- ・ 確認事項：以下の事項の有無。
 - (1) 平熱を超える発熱

- (2) 咳、のどの痛み等の風邪の症状
- (3) だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
- (4) 嗅覚や味覚の異常
- (5) 体が重く感じる、疲れやすい
- (6) 新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触の有無
- (7) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- (8) 政府から入国制限、入国後の経過観察を必要とされている国、地域などへの渡航または当該在住者との濃厚接触がある。
 - ・主催者の指示を遵守できないものは、他の参加者の安全を確保する観点から、大会の参加を認めない。

②会議・式典関係

- ・入口に検温機および手指消毒液を設置すること。
- ・換気扇の使用や扉・窓を開けるなど換気の良い空間とすること。
- ・各県選手団の人数を制限する。
- ・入場者（選手、来賓、係員）は必ずマスクを着用し、大声での会話は控えること。
- ・式典における挨拶等は、マスク着用とし、演台にアクリル板を設置すること。
- ・使用するマイクはこまめに消毒を行うこと。
- ・閉会式における公式の写真撮影時間は設けない。

③競技運営関係

（競技役員）

- ・屋内にて業務に従事する係員は必ずマスクを着用すること。
- ・スタート係、フィニッシュ係、受付係、救護係など選手と接触する可能性がある係員は、フェイスシールド、ビニル手袋、使い捨てガウンなどを適時着用する。
- ・招集係等、大きな声を出す係については、拡声器、放送機器を活用する。

（ウェブ媒体の活用）

- ・公式掲示板、記録速報板に人が集まる可能性があることから、掲示板付近の立ち入りの制限、ホームページや記録速報アプリ等のウェブ媒体を活用する。
- ・受付時のやり取りを削減するため、可能な限りインターネット、メールなどの電子データでやり取りを行うこと。

（競技施設）

- ・競技関係者（選手・監督・コーチ・引率者・役員）と一般観戦者（応援者・保護者・競技関係者以外）が交わらないよう競技施設のエリア分け、立ち入り制限を徹底すること。
- ・各部屋において、入室する人数を制限すること。
- ・受付など人が対面する場所にはアクリル板、ビニールカーテンを設置すること。
- ・複数の関係者が触れると考えられる場所について、こまめな消毒をすること。

（救護）

- ・周辺の医療機関、消防機関に大会開催を事前に説明し、医療及び救急体制を確認しておくこと。
- ・救護に従事する役員は、感染症対策キット（マスク、ビニル手袋、フェイスシールド、ガウン）

を使用すること。

- ・着用した（使用済み）感染症対策キットはビニル袋などに入れ密閉し処分する事。また、着脱後は手指消毒を徹底すること。
- ・新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の疑いがある選手・関係者がいる場合は、厚生センターの指示に従い対応すること。

（トイレ・洗面所）

- ・手洗い場に石鹼・消毒液を設置する。
- ・手洗い・手指消毒奨励の張り紙を適所に掲示する。
- ・複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ・水洗レバー等）について、こまめに消毒を行う。

（更衣室・休憩室）

- ・不特定多数の者が密にならないよう更衣室は設置しない。ただし、チームテントを設ける。
- ・関係者休憩スペースは密にならないよう人数制限を設ける。
- ・複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ・ロッカー取手・テーブル・椅子）について、こまめに消毒を行う。
- ・換気扇を常に回す、窓を開けるなど換気対策を行う。

（ごみの管理）

- ・参加者が排出したごみの廃棄については、参加各チームの責任において持ち帰るものとし、会場では収集処分を行わない。
- ・唾液・鼻水など体液が付着したごみはビニル袋で密閉し処理すること。
- ・ごみを処理する者は、マスク、ビニル手袋を着用し、業務に従事すること。また従事中は手袋着用したまま他の場所などを触れないようにすること。

④参加者関係

（大会前）

- ・参加者全員【選手、監督、コーチ、役員（視察団含む）】の情報（所属先、氏名、年齢、連絡先等）を各県の代表者の責任で取りまとめ主催者へ提出すること。

※個人情報の取り扱いには十分に注意すること。

- ・大会直前に陽性と判定された場合の参加条件は以下のとおりとする。

<症状のある方>

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快から24時間経過している場合、8日目から参加可能とする。ただし、入院している場合には、発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合には11日目から参加可能とする。

発症日は、症状が出始めた日を0日目とし、発症日が明らかでない場合には陽性が確定した検体の採取日を0日目とする。

<無症状の方>

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に参加可能とする。加えて、5日目の検査キット（※注）による検査で陰性を確認した場合には5日間経過後（6日目）に参加可能とする。 ※過去に罹患した再陽性者で医師の判断を得た者はこの限りではない。

※注：厚生労働省が承認する第1類医薬品・体外診断用医薬品と表示のあるものに限り、研究用は除く。

- ・大会直前に感染の疑い症状(風邪症状等)のある者の参加条件は以下のとおりとする。

<風邪症状等感染の疑いがある方>

体調チェック期間内に基本事項の確認項目(1)～(5)に該当する者については、医療機関において「感染の疑いなし」と診断を受け、かつ症状が治まっている場合のみ参加を認める。

- ・大会直前に濃厚接触者に該当した場合の参加条件は以下のとおりとする。

<濃厚接触者となった方>

濃厚接触のあった日を0日目とし、5日間経過後、6日目から参加可能とする。

なお、2日目、3日目以降に2日連続で検査キット(※注)による陰性を確認できた場合は、2回目の陰性を確認できた日から参加可能とする。

※注：厚生労働省が承認する第1類医薬品・体外診断用医薬品と表示のあるものに限り、研究用は除く。

(大会期間中)

- ・大会会場へ出発前に体調チェックを行い、異常がある場合は参加、来場を控えること。
- ・競技会場内では、マスク、ネックウォーマーなど口元を覆うものを持ち歩き、運動時以外、特に会話時には必ず着用すること。
- ・選手控室テントは各県専用とし、他県の関係者は入室しないこと。
- ・宿泊時は、感染リスクを減らすため、不要不急の外出を避けること。

(大会終了後)

- ・大会終了後1週間以内に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合は、速やかに行動歴、濃厚接触者の有無を主催者に報告すること。

⑤観戦者関係

- ・会場の広さ、施設設備、予想される感染者数等を総合的に考慮し一般観戦者の動員を委員会にて決定する。
- ・一般観戦者を来場させる場合には、観戦者同士が密にならないように観戦エリアを指定するものとし、競技関係者とのゾーニング、立ち入り制限を徹底すること。
- ・観客は、入場前に体調チェックシートの提出・検温を行うこと。
- ・マスクをしない状態での大声での声援はしないこと。対人距離2mを確保できないときはマスクを必ず着用すること。

⑥宿泊関係

- ・各宿泊施設は全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインを参考に対応すること。
- ・ワックスルームは3密空間になることが予想されることから、マスクの着用や人数制限、定期的な換気の実施等、各県において対策を徹底すること。

【参考情報】

- スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン
(公財日本スポーツ協会作成 R3.11.5 改訂)
- 社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン (スポーツ庁作成 R3.11.16 改訂)
- S A J 競技会 新型コロナウイルス感染対策ガイドライン 第4版
(公財全日本スキー連盟作成 R4.11.30 更新)
- 富山県新型コロナウイルス感染症情報 「イベント等の開催について」
(富山県厚生部健康対策室感染症対策課新型コロナウイルス対策班 R4.12.28 更新)
- 南砺市新型コロナウイルス感染症情報 「市内におけるイベント会議の対応方針について」
(南砺市総務部総務課 R4.9.18 改訂)

令和3年11月26日：策定

令和4年10月15日：一部改訂

令和4年12月28日：一部改訂